

# 障害者権利条約の最前線

## 第9回 アクセシビリティ(accessibility)は条約の“肝” 第9条と20条



蘭部英夫

全障研副委員長・日本障害者協議会副代表

### ●「他の者との平等」実現する前提条件

障害者権利条約は、第3条（一般原則）で、「尊厳」「非差別」「インクルージョン」とともに「アクセシビリティ」を強調し、第9条で情報、交通、建物のアクセシビリティの保障を確認しています。

アクセシビリティは、「他の者との平等（＝同年齢の市民との同等の権利）」を繰り返し強調する権利条約全体を貫く考え方です。権利条約では、各条項の前提として「意識向上」（第8条）とともに第9条で「アクセシビリティ」を確認し、さらに第21条で「表現と意見の自由、情報へのアクセス」を位置づけています。あらゆる場面においてのアクセシビリティを権利として位置づけているわけです。

しかし政府の公定訳は、「なじみの薄いカタカナ用語は使用しない」という理由で、アクセシビリティを「施設及びサービス等の利用の容易さ」と表現しています。これではきわめて狭い意味に留めたいという意図さえ感じてしまいます。

### ●アクセシビリティはあらゆる生活場面で保障されなければならない

アクセシビリティの保障とICT（情報通信技術）の新技術や支援機器は、日常生活はもとより教育、労働、リハビリテーション等あらゆる場面で活用されることが期待されます。

建物、道路、輸送機関その他の屋内外の施設（住居、医療施設や学校、職場、余暇活動の場、駅舎、トイレなど）ではさまざまなバリア（障壁）は撤廃されなければなりません。情報や通信（ICT）や緊急時の情報保障など含む）においてもアクセシビリティは保障されなければなりません。

たとえば、学校では、輸送サービス、校舎、ICTがアクセシブルでなければ、教育を受ける権利（第24条）を行使することができません。働く場がアクセシブルでなければ、労働と雇用の権利（第27条）を享有することもできません。職場環境、交通機関と支援サービスの改善が必要です。

さらに、政治的及び公的活動への参加（第29条）、文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）においてもアクセシビリティは必要な不可欠なものとして保障されなければならないのです。

### ●国連での日本審査と総括所見（勧告）の焦点

国連に提出義務のある政府による締約国報告に加えて、障害者権利委員会の審査で大きな影響をもつのが、市民社会（障害者団体など）からのパラレルレポート（パラレポ）です。日本障害フォーラム（JDF）がよびかけたパラレポートは、日本障害者協議会（JD）など13の構成団体からの意見を集め、2年間かけて議論し、2019年5月に第一次パラレポートとしてまとめ、国連に提出されました。権利委員会はこれを受けとめ、秋に、締約国に対して「事前質問事項」を

採択しています。締約国は本審査（建設的対話）を前に、20年12月にこれに回答する見込みです。JDFは「事前質問事項」をもとに、より焦点化したつぎのような第二次パラレポートを作成しています。

- ①アクセシビリティの確保と行動計画／②公共調達／③建物のアクセシビリティ整備／④主要都市以外の交通機関のアクセシビリティ整備／⑤商品開発・施設整備への当事者参画／⑥研修制度

### ●モビリティは移動の権利

一方、モビリティは第20条（個人の移動を容易にすること）で確認されてい

る、主に移動にかかるアクセス権です。第二次パラレポートの強調点でもあります。第二次パラレポートの強調点でもあります。つきのような課題をまとめています。

- ①アクセシビリティ整備の義務
- ②利用目的の制限の撤廃
- ③現行制度である重度訪問介護、同行援護、行動援護、通院等介助、地域生活支援事業の移動支援に設けられている通勤・通学・通年長期を目的とした利用制限を撤廃すること。
- ④利用時間数等の制限の撤廃
- ニーズがあるにもかかわらず、行動援護は1日8時間まで、同行援護や地域生活支援事業の移動支援にも利用時間の制限を設けており、ニーズに応じた支給決定がされず、社会生活を送る上で十分な移動の時間を確保できていない。
- ④ユニバーサルデザイン・タクシーの車いす使用者の乗車拒否。

国連・障害者権利委員会は、条約の実現をめざし条文ごとに議論、「一般的意見」としてコメントしています。

資料 一般的意見第2号：アクセシビリティ（2014年、部分）

「歴史的には、障害者運動において、物理的環境と公共輸送機関への障害のある人のアクセスは、世界人権宣言第13条と、市民的及び政治的権利に関する国際規約第12条で保障されている、移動の自由の前提条件であると主張してきた。同様に、情報通信へのアクセスは、世界人権宣言第19条と、市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条第2項で保障されている、意見と表現の自由の前提条件であると考えられている」

「アクセシビリティは、障害特有のアクセス権の再確認又は社会的側面と見なされるべきである。障害者権利条約には、アクセシビリティが重要な基本原則（障害のある人による、さまざまな市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の効果的かつ平等な享有に不可欠な前提条件）の1つとして盛り込まれている。アクセシビリティは、平等と非差別に照らして検討されなければならない」

「障害のある人は、すべての物品、製品及び公衆に開かれ又は提供されるサービスに対し、これらへの効果的かつ平等なアクセスを確保し、障害のある人の尊厳を尊重する方法による、平等なアクセスを持たなければならない」

「アクセシビリティ提供の義務は、平等な権利を尊重し、保護し、達成するというこの新たな義務の、不可欠な部分である」

全文は[https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd\\_gc2\\_2014\\_article9.html](https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc2_2014_article9.html)

障害を理由とした排除のないインクルーシブな社会をつくるためには、学ぶ、働く、暮らすなどあらゆる生活の場面で、「参加できる」こと、「アクセス可能」なことが必要です。そのためにはあらゆる差別を禁じて、「合理的配慮」の徹底が求められます。

\*